

「今後のパートタイム労働対策の方向について（報告）」（抄）

（平成15年3月・労働政策審議会雇用均等分科会）

（中略）

…このようなことを踏まえると、パートタイム労働者の雇用管理の改善は、雇用システムの変化やさらには関連する法令の整備も含む社会制度の改革等とともに図られていくものである。その中で、通常の労働者とパートタイム労働者との間の公正な処遇を実現していくための社会的ルールが考えられるべきものであり、現状を考えると、労使を含めた国民的合意形成を図りながら、段階を踏まえつつ、そのあり方を改善していくことが求められる。

したがって、パートタイム労働法をはじめ、労働関係・社会保障関係法制の整備が行われてきていることなども踏まえつつ、今後とも必要な法的整備が着実に行われてゆくべきであるが、当面は、通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方を指針に示すことによって、その考え方の社会的な浸透・定着を図っていくことが必要である。

（中略）

パートタイム労働者の処遇改善に当たっては、既に述べたとおり、通常の労働者も含めた総合的な働き方や処遇のあり方について、労使での議論が積み重ねられていくべきものである。したがって、今後のパートタイム労働対策をさらに効果的に推進していくためには、企業の雇用管理、労使の取組、パートタイム労働者の就労状況等、改正指針の社会的な浸透状況を含めた実態把握を指針改正の一定期間経過後行うことが必要である。これらの状況を踏まえ、社会的制度等の影響も考慮しつつ問題点の分析を行い、パートタイム労働対策として求められる施策について、幅広い検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが重要である。

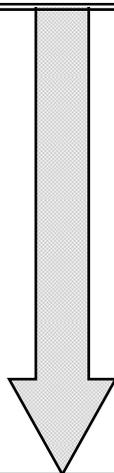
パートタイム労働法・指針の経緯

参考

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
(パートタイム労働法)
(平成5年6月公布、12月施行)

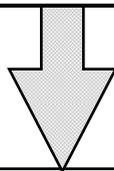
第8条 厚生労働大臣は、…事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針(パートタイム労働指針)
(平成5年12月適用)



労働政策審議会雇用均等分科会における検討
(平成14年9月～平成15年3月)

雇用均等分科会報告
『今後のパートタイム労働対策について』



パートタイム労働指針改正
(平成15年8月改正、10月適用)

パートタイム労働者と正社員との間の「均衡」を考慮した処遇の具体的な考え方を示すとともに、通常の労働者への転換に関する条件の整備など、事業主が講ずべき措置が新たに追加された。